

## 評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人国際科学技術財団（以下「この法人」という。）の定款第18条第3項及び第37条第3項の規定に基づき、評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 常勤の理事は、この法人を主たる勤務場所とする理事をいう。非常勤の理事はそれ以外の理事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (3) 立替費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、宿泊費を含む旅費、手数料等の経費をいう。

### (評議員の報酬等)

第3条 この法人は、定款第18条第1項に定める範囲内で、評議員に対して職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 前項により評議員に対して報酬等を支給する場合は、別表第1に基づき支払うものとする。

### (理事及び監事の報酬等)

第4条 この法人は、定款第37条第1項に定めるところにより、常勤の理事、及び職務を執行した理事及び監事に、その対価として報酬等を支給することができる。

2 非常勤の理事及び監事に対して報酬等を支給する場合は、別表第2に基づき支払うものとする。

3 常勤の理事に対して報酬等を支給する場合は、別表第3に定める年間報酬総額を上限とし、理事長は理事会の承認を得てその年間報酬総額の範囲内で、各々の常勤の理事に対する年間支給額を決定するものとする。

4 常勤の理事に対する賞与は年間報酬に含まれているものとし、別途支給しないものとする。

5 常勤の理事に対して退職手当を支給する場合は、別表4に定める算出要領により決定される額を支払うものとする。

### (報酬の支給方法)

第5条 評議員、非常勤の理事及び監事に対する報酬等は、評議員会、理事会、その他行事等への出席の都度、通貨をもって本人に支給する方法、または本人が指定した本人名義の金融機関口座に振り込む方法により支払うものとする。

- 2 常勤の理事に対する報酬等は、第4条第3項により決定した年間支給額を毎月均等に配分する方法、またはそれに相当する方法で配分した金額を、毎月一定の日に、本人が指定した本人名義の金融機関口座に振り込む方法により支払うものとする。
- 3 全ての報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支払うものとする。

(通勤手当)

第6条 常勤の理事に対して、その通勤の実態に応じて通勤手当を支給する。

(立替費用)

- 第7条 評議員、理事及び監事が、その職務の執行に伴って費用を立替支払った場合は、その発生の都度、費用の内訳等を付してこの法人に請求するものとする。
- 2 この法人は前項の請求があった場合、遅滞なくこれを支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、この法人の定款第18条第3項及び第37条第3項の規定に基づき、評議員会において決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数の3分の2以上の議決を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別途定めるものとする。

附 則 この規程は、平成22年6月10日に開催された財団法人国際科学技術財団の第97回理事会及び第95回評議員会において制定されたものであり（理事会第6号議案及び評議員会第6号議案）、この法人の設立の登記の日（平成22年10月1日）から施行する。

[別表第1] 評議員に対する報酬等

評議員会への出席、及び評議員としてこの法人が主催する行事等に出席する都度、交通費手当見合として一人につき以下の金額を支払う。ただし職務を兼務する等の理由によりこの法人が支払う他の交通費手当見合と重複して支払わないものとする。

21,830円 (税引後15,000円)

[別表第2] 非常勤の理事及び監事に対する報酬等

理事会及び評議員会への出席、及び理事または監事としてこの法人が主催する行事等に出席する都度、交通費手当見合として一人につき以下の金額を支払う。ただし職務を兼務する等の理由によりこの法人が支払う他の交通費手当見合と重複して支払わないものとする。

21,830円 (税引後15,000円)

[別表第3] 常勤の理事に対する年間報酬総額

報酬等を支給すべき常勤の理事に該当する者がいないため、年間報酬総額は発生しないものとする。

[別表第4] 常勤の理事に対する退職手当の算出要領

退職手当を支給すべき常勤の理事に該当する者がいないため、退職手当の算出要領は省略するものとする。